登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施の名称　堀川　正志

(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）

福岡県福岡市城南区金山団地六番五〇一号

（変更後）

福岡県福岡市早良区室見四丁目二十番二十二の二〇六号

(二)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

福岡県福岡市城南区金山団地六番五〇一号

（変更後）

福岡県福岡市早良区室見四丁目二十番二十二の二〇六号

二　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ロイヤルコーポレーション

(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所

（変更前）

東京都港区西新橋三丁目二十五番四十七号愛宕マークヒル四階

（変更後）

東京都新宿区市谷本村町二の十一外濠スカイビルディング二〇一号　二〇三号

(二)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

東京都港区西新橋三丁目二十五番四十七号愛宕マークヒル四階

（変更後）

東京都新宿区市谷本村町二の十一外濠スカイビルディング二〇一号　二〇三号

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日　　九州運輸局長　福本　啓二

(一)　登録年月日　平成二十二年一月二十一日

(二)　登録番号　九小教第七号

(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　石川　徹

(四)　住所　大分県大分市大字荏隈三百二十八番地の一

(五)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	登録小型船舶教習所の種類
南九州小型船舶免許センター 大分県大分市大字荏隈三百二十八番地の一	一級小型船舶操縦士第二種教習所 二級小型船舶操縦士第二種教習所 特殊小型船舶操縦士第二種教習所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月24日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 3 月 15 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

福 岡 県　九州労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター、飯塚市立病院、大牟田吉野病院、千早病院、久留米第一病院、直方中央病院、九州厚生年金病院、済生会福岡総合病院、小倉記念病院、北九州市立総合療育センター、久留米大学医学部付属病院、久留米大学医学部付属病院医療センター、一本松病院、見立病院、福岡赤十字病院、シーサイド病院、新栄会病院、福岡医療団千鳥橋病院、福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、福岡医療団たたらリハビリテーション病院、福岡医療団大楠診療所、福岡医療団城浜診療所、福岡医療団新室見診療所、福岡医療団粕屋診療所、福岡医療団たちばな診療所、福岡医療団千代診療所、福岡医療団須恵診療所、福岡医療団新飯塚診療所、福岡医療団田川診療所、福岡医療団直方診療所、健和会大手町病院、健和会大手町病院付属歯科診療所、健和会戸畑けんわ病院、健和会中原歯科診療所、健和会おさゆきリハビリテーション病院、健和会京町病院、健和会緑町診療所、健和会町上津役診療所、健和会大里大川診療所、親仁会米の山病院、親仁会米の山歯科診療所、親仁会みさき病院、親仁会中友診療所、親仁会中央診療所、くるめ医療生協及び生協クリニック南町

熊 本 県　親仁会野ばら診療所及び親仁会さかき診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政労働者ユニオンから、宅配便事業統合の要求に関して、平成22年３月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び長崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 3 月 15 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

福 島 県　郵便事業株式会社
栃 木 県　郵便事業株式会社
埼 玉 県　郵便事業株式会社
千 葉 県　郵便事業株式会社
東 京 都　郵便事業株式会社
神奈川県　郵便事業株式会社
静 岡 県　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
京 都 府　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
大 阪 府　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
兵 庫 県　郵便事業株式会社
広 島 県　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
香 川 県　郵便局株式会社
福 岡 県　郵便事業株式会社
長 崎 県　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エヌ・ティ・ティ労働組合から、一時金等の要求に関して、平成22年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 3 月 15 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北 海 道　東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア北海道株式会社、ドコモサービス北海道株式会社、ドコモエンジニアリング北海道株式会社、ドコモ・モバイル株式会社、ドコモ・ビジネスネット株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ北海道